

# 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 1 月 26 日 (火) 第3181号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (3件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止 (社会福祉課取扱い) 3
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (2件) (社会福祉課取扱い) 5
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (3件) (水産振興課取扱い) 6
- 機船船びき網漁業の許可申請期間の決定 (水産振興課取扱い) 6
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 8
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 8
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 9

### 公 告

- 職員の分限免職処分公告 (人事課取扱い) 9
- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (2件) (商工政策課取扱い) 9
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (6件) (商工政策課取扱い) 12

### 選 挙 管 理 委 員 会 規 則

- 鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則 (※) (選挙管理委員会取扱い) 14

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 15

### 正 誤

- 鹿児島県公報第2750号 (平成23年11月4日付け) の一部訂正 (※) (健康増進課取扱い) 15

## 告 示

### 鹿児島県告示第74号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成28年 1 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8523	平成28年 1月18日	映 画	団鬼六 奴隸市	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健
8524			どスケベ女医 催淫SEX	新日本映像		
8525			淫乱巨乳妻の白日夢	オーピー映画		
8526			白衣のSEXケア 好淫診察	新東宝映画		

8527		暴虐白衣 下半身処方箋	新日本映像	全な育成を 阻害するお それがある。
8528		四十路熟女 性処理はヒミツ	オーピー映画	
8529		人妻やりまん旅行 うづく肉体	新東宝映画	
8530		温泉仲居妻 やらせっぱなし	新東宝映画	
8531		いたずら天使 乱れ姿七変化	オーピー映画	

鹿児島県告示第75号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25109	平成28年 1月18日	雑 誌	絶対恋愛Sweet 2月号 15557-02	笠倉出版社	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25110			petit Rose vol.18 18328-02	秋水社		
25111			Young Love Comic aya 2月号 18815-02	宙出版		
25112			恋愛宣言PINKY vol.34 15166-02	秋水社		
25113			ビーボーイゴールド 2月号 17779-02	リブレ出版		
25114			COMIC ペンギンクラブ 山賊版 2月号 07933-2	富士美出版		
25115			メンズゴールド 2月号 18613-02	リイド社		

鹿児島県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
岩川クリニック	曾於市大隅町下窪町79番地	平成27年9月30日
アイン薬局加世田店	南さつま市加世田唐仁原1180番	平成27年10月31日
ひかり調剤薬局	薩摩川内市中郷一丁目8番17号	平成27年10月31日

鹿児島県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	

医療法人桑波田診療 所	垂水市旭町53番地	垂水訪問看護ステー ション	垂水市旭町23番地	平成27年12 月31日
----------------	-----------	------------------	-----------	-----------------

## 鹿児島県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者		事業所		廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	主たる事務所の所在 地	名 称	所 在 地		
株式会社アインフ ァーマシーズ	北海道札幌市白石区 東札幌五条二丁目4 番30号	アイン薬局加世田 店	南さつま市加世田唐 仁原1180番	平成27年 10月31日	居宅療養 管 理 指 導、介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
社会医療法人鹿児 島愛心会	鹿屋市新川町6081番 地1	岩川クリニック	曾於市大隅町下窪町 79番地	平成27年 9月30日	訪 問 看 護、居 宅 療 養 管 理 指 導、通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン、介 護 予 防 訪 問 看 護、 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導、介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン

## 鹿児島県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
しらたにメンタルクリニック	始良市加治木町反土1401-1	平成27年12月17日

## 鹿児島県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
霧島市こども発達サポートセンター	霧島市国分中央三丁目2-27	平成27年11月11日
アイン薬局加世田店	南さつま市加世田唐仁原1180番	平成27年11月1日
ひかり調剤薬局	薩摩川内市中郷一丁目11番2号	平成27年11月1日

**鹿児島県告示第81号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 者		事 業 所		指定年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社こすもす	霧島市国分中央四丁目15番3号	すみれ薬局	霧島市国分新町一丁目6番52-7号	平成27年11月1日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
有限会社白十字総合薬局	薩摩川内市原田町5番1号	白十字薬局	薩摩川内市原田町5番1号	平成27年12月1日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
特定非営利活動法人おおさき無門塾	曾於郡大崎町益丸1337番地1	特定非営利活動法人おおさき無門塾ふれあいの家みうら	曾於郡大崎町益丸1337番地1	平成27年9月1日	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
医療法人浩愛会	垂水市田神3536番地1	池田温泉クリニック	垂水市田神3536番地1	平成27年10月1日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ

					ピリテーション, 介護予防 居宅療養 管理指導
株式会社柳の里	鹿屋市上野町4554-11	訪問介護事業所希	鹿屋市上野町4554-11	平成27年 11月4日	訪問介護, 介護 予防訪問 介護
医療法人義貫会	曾於市末吉町栄町一丁目6番地6	中島病院	曾於市末吉町栄町一丁目6番地6	平成26年 4月1日	居宅介護 支援

## 鹿児島県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
竹中照由樹	たけなか・整骨院 始良郡湧水町川添1354-1	平成27年 12月8日	柔道整復
大迫拓	あおい整骨院 霧島市国分名波町10-17	平成27年 12月9日	柔道整復
富田洋介	ラッキー整骨院 霧島市隼人町小田1219	平成27年 12月1日	柔道整復
高野歩惟	ラッキー整骨院 霧島市隼人町小田1219	平成27年 12月1日	柔道整復
三宅史晃	ラッキー整骨院 霧島市隼人町小田1219	平成27年 12月1日	柔道整復

## 鹿児島県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
		変更前	変更後	
春田内科整形外科 いちき串木野市京町57-1	名称	春田整形外科	春田内科整形 外科	平成27年 11月1日
めばえ薬局 始良市東餅田502-6	名称	ヘルシー薬局 始良店	めばえ薬局	平成27年 12月1日

## 鹿児島県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされ

た場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
株式会社エスワイ福祉介護用品アスター霧島市国分府中町14番8	株式会社エスワイ福祉介護用品アスター霧島市国分府中町14番8	事業所の所在地	霧島市牧園町宿窪田2095-1-101	霧島市国分府中町14番8	平成27年7月1日

#### 鹿児島県告示第85号

薩摩川内市下甑町青瀬28番地4 橋野勝彦及び薩摩川内市下甑町青瀬691番地 春田富男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

##### 区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甑町青瀬区域（薩摩川内市下甑町青瀬の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業，雑魚定置漁業及び小型定置漁業

#### 鹿児島県告示第86号

薩摩川内市下甑町片野浦469番地7 中野和通及び薩摩川内市下甑町片野浦487番地7 中野徳男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

##### 区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甑町片野浦区域（薩摩川内市下甑町片野浦の地区）
- 2 区分 小型定置漁業

#### 鹿児島県告示第87号

大島郡与論町茶花2421番地5 高元博志及び大島郡与論町麦屋2952番地2 竹下克博からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

##### 区域及び区分

- 1 区域 与論町区域（与論町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業

#### 鹿児島県告示第88号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、機船船びき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 許可の申請を要する者  
志布志湾において機船船びき網漁業を営もうとする者

## 2 許可の申請の期間

平成28年2月1日から同月15日まで

## 鹿児島県告示第89号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成27年11月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
西薩クリーンサンセット事業協同組合 第2工場 (いちき串木野市)	同左	芋繊維乾燥品	平成 27.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		麦繊維乾燥品	27.6	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
川内酒造協同組合 焼酎粕飼料化工場 (薩摩川内市)	同左	発酵飼料	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
サザングリーン協同組合 (南九州市)	同左	焼酎粕乾燥飼料（芋）	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
(株)イリオス通商 顕娃工場 (南九州市)	同左	サンコウ魚粕	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗繊維，粗灰分	無
南九州飼料工業(株) 飼料工場 (南九州市)	同左	南九州飼料肉豚肥育用黒豚用前期	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		南九州飼料肉豚肥育用黒米っ子仕上	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
中部飼料(株) 志布志工場 (志布志市)	同左	マル中印成鶏飼育用配合飼料スーパー17	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印ブロイラー肥育後期用配合飼料T－仕上マッシュ	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印ブロイラー肥育後期用配合飼料さわやか後期	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印子豚育成用配合飼料肉研フリー	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

	マル中印子豚育成 用・肉豚肥育用配 合飼料E M子豚F	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
	マル中印種豚飼育 用配合飼料ファイ バーリッチ	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
	マル中印肉用牛肥 育用配合飼料うし ごころ後期	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
	マル中印肉用牛肥 育用配合飼料H I G O後期	27.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

### 鹿児島県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成28年1月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	下平川内城線	大島郡知名町大字上平川字 仁及江俣3180番2地先から 同町大字上平川字小俣袋 401番1地先まで	前	8.9～23.4	452.1
			後	9.7～41.0	455.9

### 鹿児島県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成28年1月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	下平川内城線	大島郡知名町大字上平川字仁及江俣3180番2地先か ら同町大字上平川字小俣袋401番1地先まで	平成28年 1月26日

### 鹿児島県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成28年1月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月26日



鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内串木野線	いちき串木野市荒川字堂山平676番1地先から同市荒川字赤岩平50番2地先まで	平成28年1月26日

**鹿児島県告示第93号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

平成28年 1 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
日置市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 伊集院都市計画道路事業
  - (2) 名称 8・7・1号駅北口南口線
- 3 事業施行期間（変更なし）  
平成24年 4 月 6 日から平成29年 3 月 31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**鹿児島地域振興局告示第4号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 1 月 26 日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所あしたば	日置市吹上町今田347番地8	特定非営利活動法人あしたば	日置市吹上町今田347番地8	松下 政信	平成28年1月5日	就労継続支援B型

**公 告**

**職員の分限免職処分公告**

主査 吉永隆司

地方公務員法第28条第1項第1号及び第3号の規定により本職を免ずる

平成28年 1 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**大規模小売店舗の新設に関する公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので，関係書類を平成28年 1 月 26 日から 4 月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年1月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス西之表店  
西之表市西之表字上ノ河16064番4 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
南国殖産株式会社 代表取締役 永山在紀  
鹿児島市中央町18番地1
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
南国殖産株式会社 代表取締役 永山在紀  
鹿児島市中央町18番地1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年9月6日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,987平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
第1駐車場 A棟東側 75台  
第2駐車場 B棟東側 6台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
第1駐輪場 A棟東側 4台  
第2駐輪場 建物敷地東側 21台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
荷さばき施設1 A棟東側 76平方メートル  
荷さばき施設2 B棟南側 32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
廃棄物等保管施設1 A棟南側 11立方メートル  
廃棄物等保管施設2 B棟西側 2立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 開店時刻 午前10時  
イ 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設1 24時間  
荷さばき施設2 午前10時から午後7時まで
- 7 届出年月日

平成28年1月5日

## 大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成28年1月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年1月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス中種子店  
熊毛郡中種子町野間字野別府5121番 外11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年9月6日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,700平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物西側 67台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
第1駐輪場 建物西側 20台  
第2駐輪場 建物敷地西側 2台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
荷さばき施設1 建物北側 65平方メートル  
荷さばき施設2 建物西側 28平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北側 13立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 開店時刻 午前10時  
イ 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地西側及び北側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日

平成28年 1 月 5 日

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年1月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年1月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年 1 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス志布志中央店  
志布志市志布志町志布志三丁目2319番1 外11筆
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(1) 変更前 (仮称) ドラッグコスモス志布志中央店  
(2) 変更後 ディスカウントドラッグコスモス志布志中央店
- 3 変更年月日  
平成25年 3 月 16 日
- 4 届出年月日  
平成28年 1 月 5 日

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年1月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年1月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年 1 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス川西店  
鹿屋市川西町3744番1 外4筆
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(1) 変更前 (仮称) ドラッグコスモス鹿屋川西店  
(2) 変更後 ディスカウントドラッグコスモス川西店
- 3 変更年月日  
平成25年 8 月 10 日
- 4 届出年月日  
平成28年 1 月 5 日

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に

より次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年1月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年1月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス北指宿店  
指宿市東方田口田10839番1 外4筆
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(1) 変更前 (仮称) ドラッグコスモス北指宿店  
(2) 変更後 ディスカウントドラッグコスモス北指宿店
- 3 変更年月日  
平成26年5月10日
- 4 届出年月日  
平成28年1月5日

.....  
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年1月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年1月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス御陵下店・ほっともっと川内高校前店  
薩摩川内市御陵下町字住連木201番3 外5筆
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(1) 変更前 (仮称) ドラッグコスモス御陵下店・ほっともっと川内高校前店  
(2) 変更後 ディスカウントドラッグコスモス御陵下店・ほっともっと川内高校前店
- 3 変更年月日  
平成26年5月31日
- 4 届出年月日  
平成28年1月5日

.....  
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年1月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ

る理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年1月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス鹿屋寿店  
鹿屋市寿四丁目3121番1
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(1) 変更前 (仮称) ドラッグコスモス鹿屋寿店  
(2) 変更後 ディスカウントドラッグコスモス鹿屋寿店
- 3 変更年月日  
平成27年5月16日
- 4 届出年月日  
平成28年1月5日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があつたので、関係書類を平成28年1月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年1月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年1月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス出水野田店  
出水市野田町上名字町原496番 外2筆
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(1) 変更前 (仮称) ドラッグコスモス出水野田店  
(2) 変更後 ディスカウントドラッグコスモス出水野田店
- 3 変更年月日  
平成27年11月28日
- 4 届出年月日  
平成28年1月5日

---

## 選挙管理委員会規則

---

鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月26日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

### 鹿児島県選挙管理委員会規則第1号

鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則

鹿児島県選挙事務等取扱規程（昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 農業委員会の委員の選挙（第91条）」を削る。

---

第2条中「、農法とは農業委員会等に関する法律を」を削る。  
第6章を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年1月26日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR3×3EYESVL03	株式会社大都技研	5P1312
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー機動戦士ガンダム3V	株式会社三共	5P1395
ぱちんこ遊技機	CRAスーパー海物語SAE1	株式会社三洋物産	5P1307
ぱちんこ遊技機	CRAスーパー海物語SAE2	株式会社三洋物産	5P1324
ぱちんこ遊技機	CR緑ドンAB	株式会社ミズホ	5P1365
回胴式遊技機	偽物語/ZS	サミー株式会社	5S1298
回胴式遊技機	秘宝伝 The Last/A3	株式会社大都技研	5S1149
回胴式遊技機	バガナックルー/A4	株式会社大都技研	5S1246
回胴式遊技機	パチスロ 戦姫絶唱シンフォギアS	株式会社三共	5S1161
回胴式遊技機	パチスロ トータル・イクリプスR	株式会社三共	5S1337
回胴式遊技機	パチスロスーパー海物語IN沖縄2KD	株式会社三洋物産	5S1328

## 正 誤

平成23年11月4日付け鹿児島県公報第2750号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から6行目	もの。	もの